

改正養蜂振興法が25年1月から施行されています



種バチや養蜂器具等を、特に、趣味的に養蜂をされる方に販売される場合には、必ず以下のことをお伝え下さい。

ミツバチの飼育者は、毎年1月中に、住所地の都道府県に、「蜜蜂飼育届」を提出してください。



趣味でミツバチを飼育する場合でも、飼育届を出して下さい。

お住まいの都道府県に、ミツバチの年間の飼育計画とともに、飼育届を提出して下さい。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

ミツバチの適切な管理をお願いします。

ミツバチの飼育を止めるときは、放置せず、適切な処置をお願いします。

- ・ミツバチ飼育にあたっては適切な衛生管理をお願いします。
- ・ミツバチに異常がある場合は、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



窓口	担当係	電話
(届出)栃木県農政部畜産振興課	生産流通担当	028-623-2347
(衛生管理) 栃木県県央家畜保健衛生所	防疫課	028-689-1200 (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、芳賀町、益子町、市貝町、茂木町、塩谷町、高根沢町)
栃木県県南家畜保健衛生所	防疫課	0282-27-3611 (足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町、野木町)
栃木県県北家畜保健衛生所	防疫課	0287-36-0314 (大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町)

